

後期高齢者医療保険料が決定しました

問い合わせ 課税課保険税係 ☎9114 / 保険課医療年金係 ☎9160

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直しを行うこととされており、令和6年度は見直しの年となっています。今年度の保険料額は次のとおり計算し、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法

年間保険料(限度額80万円)(※1)

均等割額 + 所得割額(※2)
 4万9,621円 + 所得割率9.63%
 改定前(4万5,840円) 改定前(8.67%)



- ※1 昭和24年3月31日以前に生まれた人または障害認定により資格取得した人は、令和6年度の年間保険料限度額は73万円
- ※2 総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の人は令和6年度の所得割率は8.98%

所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率
 基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円以下 ⇒ 43万円、2,400万円超2,450万円以下 ⇒ 29万円、2,450万円超2,500万円以下 ⇒ 15万円、2,500万円超 ⇒ 0円(適用なし)

保険料の軽減

所得の低い世帯の被保険者などに対する軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年(令和5年)中の所得の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。**令和6年度は、5割減と2割減の判定基準所得額が変更となりました。**

保険料の軽減後の均等割額

判定基準所得額(世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額)	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割軽減 1万4,886円/年
43万円 + (29万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割軽減 2万4,810円/年
43万円 + (54万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割軽減 3万9,696円/年

- 「給与所得者等」とは、給与所得または公的年金等による雑所得がある人です。
- 65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳(昭和34年1月2日以後に生まれた人)の障害認定による被保険者は、前年64歳時の所得を用いるため適用されません。
- 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用は、ありません。
- 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- 軽減判定は、賦課期日(毎年4月1日または資格取得日)時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があっても再判定は行われません。

健保組合などの被扶養者であった被保険者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入日前日に、健保組合など(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者は、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、令和6年度の年間保険料額は2万4,810円となります。ただし、均等割額の7割軽減に該当する人は、年間保険料額が1万4,886円となります。

国民健康保険税額をお知らせします

令和6年度の国民健康保険(国保)税を、広島県の方針に基づき次のとおり計算し、7月中旬に世帯主に納税通知書を送付します。

計算方法と税率

世帯ごとに「均等割額」「平等割額」「所得割額」の3区分で算定し、合計した額が、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の国民健康保険税額となります。**税率および賦課限度額に一部変更があります。**変更後の税率は次のとおりです。

令和6年度 国保税率([]内は変更前)

計算方法	区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分
	算定対象	被保険者全員	被保険者全員	被保険者のうち40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者
均等割額	世帯の被保険者数に応じて計算	32,700円 [28,600円]	11,400円 [10,300円]	10,600円
平等割額	1世帯にいくらと計算	23,400円 [23,300円]	7,300円 [6,600円]	5,300円
所得割額※	世帯の被保険者の所得に応じて計算	7.7% [6.7%]	2.8% [2.5%]	2.1%
1世帯当たりの賦課限度額		65万円	24万円 [22万円]	17万円

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率

減額・減免

産前産後被保険者の免除

令和5年11月1日以降に出産した(または出産予定)被保険者の所得割額と均等割額が免除されます。

免除額	出産月(または出産予定月)の前月から4カ月相当分(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月相当分)
受付期間	出産予定日の6カ月前から

未就学児の軽減(申請不要)

国保に加入している未就学児は、均等割額が半額になります。

軽減期間	6歳に達する日以後の最初の3月分まで
------	--------------------

後期高齢者医療制度移行に伴う軽減(申請不要)

国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者が1人になる世帯は、医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が減額になります。

軽減期間、割合	対象となってから5年間は半額、その後3年間は4分の1
---------	----------------------------

問い合わせ

- 国保税の計算・減免 ……課税課 ☎9114
- 国保税の納付 ……税制収納課 ☎9111
- 口座振替 ……税制収納課 ☎9110
- 国保の資格取得・喪失の手続き ……保険課 ☎9159

非自発的失業者の軽減(要申請)

会社の倒産や解雇など、事業主の都合で失業した65歳未満の人(非自発的失業者)は、前年の給与と所得の30%として所得割額を算定します。

軽減期間	離職した日の翌日から翌年度末まで
------	------------------

旧被扶養者の減免(要申請)

協会けんぽや会社の健康保険組合などの被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、減免になります。

減免割合	所得割額は全額、均等割額は半額(被扶養者のみの世帯の場合は平等割額も半額) ※均等割額がすでに7割軽減、5割軽減になっているときは対象外
減免期間	所得割額は当分の間、均等割額・平等割額は、国保加入後2年間

その他の減免

災害、病気や失業など特別な事情による生活状況の著しい変化によって納税が困難な世帯は、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。詳しくは、課税課まで問い合わせてください。

申請期限	納期限の7日前
------	---------